

株主各位

コード番号 2291
平成29年6月13日

広島市西区草津港二丁目6番75号
福留ハム株式会社
代表取締役社長 中島 修治

「第66回定時株主総会招集ご通知」の添付書類一部修正について

平成29年6月5日付けにて、株主の皆様あてにご送付いたしました標記書類につきまして、記載内容に一部誤記および記載漏れがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】（下線を付しております。）

I. 修正箇所1

株主総会招集ご通知添付書類 11頁

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

(修正前)

取締役	11名	<u>124</u> 百万円	(うち社外取締役	3名	9百万円)
監査役	4名	<u>14</u> 百万円	(うち社外監査役	2名	2百万円)

(省略)

(修正後)

取締役	11名	<u>143</u> 百万円	(うち社外取締役	3名	9百万円)
監査役	4名	<u>15</u> 百万円	(うち社外監査役	2名	2百万円)

(省略)

II. 修正箇所2

株主総会招集ご通知添付書類 24頁

9. 重要な後発事象に関する注記

(修正前)

該当事項はありません。

(修正後)

(株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月24日開催予定の第66回定時株主総会に、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、株式の併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式を基準に、普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,000,000 株
株式併合により減少する株式数	13,600,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,400,000 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

2. 単元株式の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

本株式併合により、当社の発行済株式総数が5分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

平成29年10月1日をもって株式併合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を変更いたします。

	変更前	変更後(平成29年10月1日付)
発行可能株式総数	68,000,000 株	13,600,000 株

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月24日
株式併合及び単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	1,873.06 円
1株当たり当期純利益金額	90.81 円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

III. 修正箇所3

株主総会招集ご通知添付書類 33頁

10. 重要な後発事象に関する注記

(修正前)

該当事項はありません。

(修正後)

(株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月24日開催予定の第66回定時株主総会に、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、株式の併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式を基準に、普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,000,000 株
株式併合により減少する株式数	13,600,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,400,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

2. 単元株式の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

本株式併合により、当社の発行済株式総数が5分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

平成29年10月1日をもって株式併合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を変更いたします。

	変更前	変更後(平成29年10月1日付)
発行可能株式総数	68,000,000 株	13,600,000 株

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月24日
株式併合及び単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	1,897.87 円
1株当たり当期純利益金額	77.28 円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

以 上